

応援します  
いきいきライフ  
控除証明書の送付について

社会保険料(国民年金保険料)  
控除証明書が送付されます  
～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税および住民税申告において、その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。この控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告まで大切に保管してください。

- 令和5年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料の納付がある方は、  
10月下旬～11月上旬に順次、日本年金機構本部から送付されます。
- 令和5年10月1日から12月31日までの間に今年始めて国民年金保険料を納付した方は、令和6年2月上旬に送付されます。
- ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご自身の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

い い み ら い  
11月30日は「年金の日」です

ご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」を利用すると、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定したうえで、年金見込額の試算をすることもできます。



詳しくはこちら▲

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページ([https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/))でご確認いただくか、出雲年金事務所(☎24-0045)までお問い合わせください。

マイナポータルから国民年金手続の電子申請ができます

- 手続対象
- ①国民年金第1号被保険者加入の届出(退職後の厚生年金からの変更等)
  - ②国民年金保険料 免除・納付猶予の申請
  - ③国民年金保険料 学生納付特例の申請
  - ④社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の電子データの受取

まずはマイナポータルの「利用者登録」が必要ですので、マイナポータルのホームページ(<https://myna.go.jp>)をご覧ください。

※手続にはマイナンバーカードと、その受取り時に設定したパスワードが必要です。



詳しくはこちら▲

国民年金に関するおたずね

ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる書類や年金証書をご準備ください。

日本年金機構 出雲年金事務所 ☎24-0045

出雲市役所 保険年金課 ☎21-6982 または 各行政センター市民サービス課

忘れて  
いませんか？

# 命を守る住宅用火災警報器

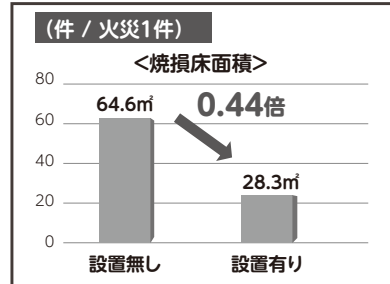
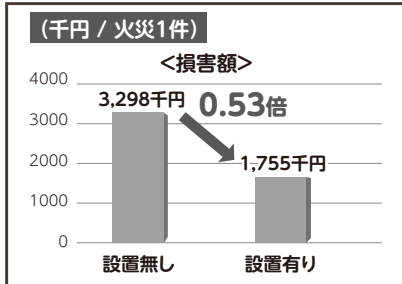
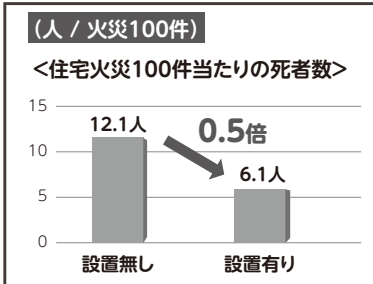
～あなたのご家庭を守るため、定期的な点検・交換をしましょう～



## 有効性

住宅用火災警報器の設置により

死者数と損害額は半減し、焼損面積は約6割減少しています。



※資料提供 総務省消防庁ホームページより

## 設置場所

住宅用火災警報器は、寝室と寝室がある階の階段上部（1階の階段は除く）に設置することが必要です。未設置の場合は、今すぐ設置しましょう。

## 維持管理

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。10年を目安に交換しましょう。

じゅつけいさ  
住警器マン



これからの季節は、暖房機器を使用する機会が増えます。

この火災予防運動を機会に、ご家庭の住宅防火対策を見直してみましよう。

実施期間

11月9日～11月15日

## 令和5年秋季全国火災予防運動

おたずね / 出雲市消防本部 予防課 ☎21-6921

# 11月5日は津波防災の日

地震後の津波により多くの人命が失われた東日本大震災を教訓に、政府は平成23年(2011)6月に「津波対策の推進に関する法律」を制定し、11月5日を「津波防災の日」と決めました。

津波が発生する原因となる地震はいつ起こるか分かりません。また、発生した津波は私たちが思っているよりもずっと速く迫ってきます。揺れを感じたり、「大津波警報」「津波警報」が発表された場合に命を守るよう、日ごろから防災意識を持ち、もしもの時に備えましょう。

## ○津波災害に備えるポイント

- ・家族と相談し、あらかじめ逃げる場所を決めておくこと。
- ・「遠く」よりも、安全な「高い」場所へ逃げること。
- ・海岸近くで地震の揺れを感じたら、すぐに安全な場所へ逃げること。
- ・地震が収まっても、津波警報・注意報が解除されるまでは海辺に近づかないこと。



市のホームページでは、「防災ハザードマップ」とともに、津波が発生した場合の浸水被害を想定した「津波ハザードマップ」を公開し、沿岸地域に配布しています。この機会に、津波災害に対する理解を深めましょう。

おたずね / 防災安全課 ☎21-6606